

「児童相談窓口」を設置しました

児童福祉法が改正されたことにより、4月1日から、あらたに児童相談の窓口を設置しました。子どもに関することなら、何でも相談をお受けしますのでご活用下さい。

町では難しいと思われる相談については、旭川児童相談所などの専門児童相談機関をご紹介します。

まずは、お気軽にご相談下さい。どうしたらよいか、一緒に考えていきたいと思えます。

児童虐待を発見したときに通告することは、国民一人ひとりの義務とされています。心配だ、不安だと思ったときには、そのまま見過ごさないで、相談窓口にご報告して下さい。報告者の氏名等については、法律の規定により明かしてはならないことになっていますので、ご安心下さい。

【相談・通告先】

- 町民課福祉住民係(児童福祉サービス、虐待など)……………☎5-1111
- 保健センター(母子保健、子育て、発育など)……………☎5-1790
- 中央保育所(保育所、子育てなど)……………☎5-1254
- 教育委員会(不登校、いじめ、非行など)……………☎5-1321
- 留萌保健福祉事務所子ども保健推進課

留萌市住之江町2丁目1番地2……………☎0164-42-1511

旭川児童相談所

旭川市10条通11丁目……………☎0166-23-0133



子ども全般の相談、どこに相談したらよいか分からないときは、次の窓口にご相談下さい。相談内容によって担当部署あるいは専門機関に引き継ぎます。

児童虐待などの緊急の相談・通告は、夜間・土日・祝祭日でもお受けします。

幌延町児童相談室

(幌延町役場内)

電話/01632-5-1111

担当/町民課福祉住民係

※夜間や休日等は、役場の警備員等が受け、担当者に連絡して対応します。



二月定例俳句会

残されて密柑の臍の老いており
密柑の荷和歌山新聞敷いてあり
長き夜や娘を待ち侘びて密柑むく
みかん食べ大往生の話など
友久しはなし途切れて密柑むく
テーブルの端に置かれし密柑かな
統制の時代思えり密柑むく
雪に覚め横浜からの密柑着く
甘んじて白き世にあり密柑むく

幌延ほおずき俳句会

沢田 小浪
佐藤 光朗
小林喜久美
横山 貞雄
藤岡 芙美
熊谷千恵子
奥田 広吉
福田 敏
田中 徹男

2月24日^木

北海道知事より幌延町に感謝状

幌延町において16年中に死亡交通事故がなかったこと、また、幌延町民の方たちが町外においても死亡交通事故を起こさなかったことに対して北海道知事より幌延町に感謝状が贈られました。

今後もよりいっそう気をつけて交通事故を起こさないようにしたいものですね。

